

ID: 71

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町社会体育施設条例 第13条第1項(第16条第2項において適用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第十三条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 二 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。 三 第六条第二項に規定する許可条件に違反したとき。 四 その他教育委員会が管理上特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等によつて使用者が受けた損害について、教育委員会は、その責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日